

平成 27 年度 プール開放事業に係る事務手続きについて

平成 27 年 5 月 21 日 (市教委 26 年度通知文より)

プール開放事業を実施する単 P におきましては、プール開放と負担金の支払までの事務手続きとして、以下の流れでお願いします。

(昨年度までにプール開放を実施した単 P は、1 及び 2 は不要)

1 プール開放事業を実施する学校(単 P)は、各学校プール開放運営委員会を組織します。また、手引きの規約(例)を参考に**各学校プール開放運営委員会の規約を作成してください。**

2 各学校プール開放運営委員会の口座を開設

会計については、プール開放運営委員会単独で会計処理を行う必要があります。

そのため、現在お持ちの P T A 名義の口座ではなく、新たにプール開放事業用の銀行口座を準備していただきます。

以下の点に注意してください。

① 口座名義名 「〇〇小(中)学校プール開放運営委員会」

② 口座開設に必要なもの

★ 印鑑 (例) 「〇〇小(中)学校プール開放運営委員会委員長印」

※ この印を作成。費用は負担金の対象とはなりません。P T A 会長印は不可

★ プール開放運営委員会規約

3 契約書、運営・監視マニュアル、実施計画書の提出

実施計画については、手引きの様式 1 「学校プール開放実施計画書」を作成し、以下のものを添付して下さい。

① 監視員雇用の契約内容がわかるものとして、委託契約書の写しなど。

・直接雇用の場合でも、雇用契約書などを作成していただき、その写しを提出して下さい。

・雇用契約書(例)は市 P の H P に掲載しています。

② 運営・監視マニュアル

③ 開放予定計画書の作成

→ 以上のものを6 月末日までに、熊本市 P T A 協議会事務局へ提出をお願いします。

4 実施報告の提出

実施報告については、手引きの様式 2 「学校プール開放実施報告書」を作成し、以下のものを添付して下さい。

① 監視員雇用(委託)経費及びプール薬剤費の支払領収書の写し

② 請求委任及び口座振替支払依頼書(様式 3)

③ 開放実績表

→ 以上のものをプール開放事業終了後 9 月 18 日(金)までに、熊本市 P T A 協議会事務局へ提出して下さい。10 月に負担金の支払を行う予定です。